

2015年5月15日 全13頁

法律・制度 Monthly Review 2015.4

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 4月の法律・制度に関する主な出来事と、4月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 4月は、平成27年度税制改正法が一部施行されたこと（1日）、確定拠出年金法等の一部を改正する法律案が国会提出されたこと（3日）、金融庁が「IFRS適用レポート」を公表したこと（15日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○4月の法律・制度レポート一覧	2
○4月の法律・制度に関する主な出来事	3
○5月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
レバレッジ比率の告示	6
○レポート要約集	10
○4月の新聞・雑誌記事・TV等	13
○4月のウェブ掲載コンテンツ	13

◇4月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
2日	プロ向けファンド規制などに関する 金商法改正法案の概要 ～2015年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	7
3日	民法改正法案、国会に提出される ～債権法改正、2015年に成立・公布なら 遅くとも2018年には施行～	堀内 勇世	その他法律	4
10日	番号(マイナンバー)法改正法案、国会提出(1) ～預貯金への付番に向けた法整備～	吉井 一洋	税制	10
13日	法律・制度 Monthly Review 2015.3 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	14
	バーゼルⅢの初歩 第18回 「国内基準行向けバーゼルⅢ」とは？	鈴木 利光	金融制度	2
28日	レバレッジ比率の告示 ～【金融庁告示】大手行、2015年3月末より レバレッジ比率の算出へ～	鈴木 利光	金融制度	15
	レバレッジ比率の開示要件 ～【金融庁告示】大手行、2015年3月末より レバレッジ比率の開示へ～	鈴木 利光	金融制度	4
	バーゼルⅢへの対応状況(2014年6月末時点) ～モニタリング結果の公表(第7回): 内部留保の積立でクリア可能か～	鈴木 利光	金融制度	13

◇4月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇平成27年度税制改正の一部施行。 <ul style="list-style-type: none"> ・法人税（国税）の税率引き下げ（25.5%→23.9%）。 ・法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。 ・受取配当等の益金不算入制度が縮減。 ・繰越欠損金の使用制限を強化（当期所得の80%→65%）。 ・研究開発促進税制の総額型上限が縮小（法人税額の30%→25%）。 ・結婚子育て資金の一括贈与の贈与税非課税措置の創設。 ◇独占禁止法改正法の施行。公正取引委員会が行う審判制度の廃止、意見聴取手続の整備など。
3日	◇番号法の施行日を定める政令が公布される。市区町村による個人番号の通知開始は平成27年10月5日、個人番号の利用開始は平成28年1月1日に確定。 ◇内閣、確定拠出年金法等の一部を改正する法律案を国会提出。確定拠出年金の加入対象者を拡充する、拠出限度額を月単位から年単位にする等の案。 ◇内閣、労働基準法等の一部を改正する法律案を国会提出。特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）を創設し、対象者について労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする等の案。
6日	◇金融庁、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の改正案を公表（5月8日まで意見募集）。
7日	◇証券監督者国際機構（IOSCO）、「取引所等において効果的に電子取引システムのリスクを管理し、事業継続を計画するためのメカニズム」及び「市場仲介業者の事業継続及び復旧計画」と題する市中協議文書を公表（6月6日まで意見募集）。
9日	◇平成27年度予算が参議院にて可決・成立。 ◇NISA推進・連絡協議会、「職場積立NISAに係る実務上の取扱い（Q&A）」を公表。
15日	◇金融庁、「IFRS適用レポート」を公表。IFRSの任意適用を決定した理由または移行前に想定していた主なメリットとして「経営管理への寄与」を1位に挙げた社数が65社中29社あった。
21日	◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等を改正し公表。金融機関に求めるサイバーセキュリティ管理態勢の整備状況について、監督上の着眼点として明確化する等の改正（22日適用）。 ◇日証協・顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ、「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての議論の取りまとめ」を公表。
22日	◇IAASB（国際監査・保証基準審議会）が新しい監査報告書に記載する「監査上の主要な事項（KAM）」の記載例を公表。
23日	◇持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会、「報告書～対話先進国に向けた企業情報開示と株主総会プロセスについて～」を公表。「伊藤レポート」の第2弾にあたるもの。 ◇ESMA（欧州証券市場監督局）、投資会社における投資助言提供者がMiFIDⅡの規制を遵守するために求められる知識・能力の評価基準を特定するドラフト・ガイドラインの市中協議を開始（7月10日まで意見募集）。
24日	◇金融庁、「NISA口座の利用状況に関する調査結果の公表について」を公表。平成26年におけるNISA口座全体の購入額に対する売却額の割合は、13.5%であった。 ◇「企業報告ラボ」グッド／バッドプラクティス事例分析作業部会、「『株主総会の招

24日	<p>集通知等に対する機関投資家の評価ポイント』～スチュワードシップ・コードを踏まえて～」を公表。</p> <p>◇東証、「売買単位 100 株統一の進捗状況」を公表。2015 年 4 月 1 日現在、100 株単位の上場会社数（単元変更開示済みの会社を含む）は 2,443 社（東証上場会社の 70.6%）。</p>
27日	<p>◇中小企業の会計に関する指針作成検討委員会、「中小企業の会計に関する指針」を改正し、公表。</p>
28日	<p>◇金融審議会 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ、「中間整理」を公表。</p> <p>◇厚生労働省、「第 6 期計画期間及び平成 37 年度等における介護保険の第 1 号保険料について」を公表。第 6 期（平成 27～29 年度）における介護保険第 1 号被保険者（65 歳以上）の保険料基準額は全国平均で月額 5,514 円（第 5 期は 4,972 円）。平成 37 年度の見込み額は同 8,165 円。</p> <p>◇IASB（国際会計基準審議会）、収益基準の発効日を 1 年延期し、2018 年 1 月 1 日とする公開草案の公表について採決。</p>
29日	<p>◇米国 SEC（証券取引委員会）、役員報酬と企業のパフォーマンスの関係について開示を要求する規則案を公表。</p>

◇5月以後の法律・制度の施行スケジュール

	日付	施行される内容
2015年 (H27)	5月1日	◇会社法改正法の施行。監査等委員会設置会社制度の創設、社外取締役・社外監査役の要件の見直しなど。
	5月29日	◇平成26年金融商品取引法等改正（1年以内施行）の施行。投資型クラウドファンディングに係る規定整備、大量保有報告書提出要件の改正など。
	6月1日	◇コーポレートガバナンス・コードの適用開始。
	7月1日	◇出国時の株式等の含み益に対するみなし譲渡益課税の導入。
	9月1日	◇一定のOTCデリバティブに、電子情報処理組織の使用を義務付け。
	10月1日	◇厚生年金と共済年金が統合（厚生年金に一元化）。 ◇国民年金の過去5年間の保険料を納付できる制度が開始。 ◇国境を越えた役務の提供（電子書籍・音楽・広告等）への消費課税見直し。
	10月5日	◇番号（いわゆるマイナンバー）の通知開始。
	12月31日	◇2015年の年収2,000万円超かつ2015年末の「総資産3億円以上または有価証券等1億円以上」の者から、財産債務調書の提出義務開始。
2016年 (H28)	1月1日	◇NISAの年間投資限度額が拡大（年100万円→120万円） ◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が245万円から230万円に縮小。 ◇番号制度（いわゆるマイナンバー）の利用開始。
	4月1日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。 ◇法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。 ◇ジュニアNISAの創設（申し込み開始は2016年1月1日）。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、50歳未満の者に拡大。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。
	3月15日	◇個人番号（マイナンバー）を記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇繰越欠損金の使用制限を強化（当期所得の65%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。 ◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。 ◇年金生活者支援給付金が支給開始。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
2018年 (H30)	12月31日	◇既存の証券口座等に係る告知の経過措置が終了。既存の証券口座等についても、この日までに個人番号（マイナンバー）の告知が必要となる。

※原則として、4月30日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。4月中に時期・内容等が決定されたものは太字で記載。税制・会計等の適用時期は、3月末決算法人の例を記載している。

◇今月のトピック

レバレッジ比率の告示

2015年4月28日 鈴木 利光

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150428_009679.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 連結レバレッジ比率の計算方法

$$\text{連結レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1資本の額}}{\text{エクスポージャー額}}$$

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 アドオンの額：クレジット・デリバティブ以外のデリバティブ取引等

取引の区分	残存期間の区分	掛目 (× 想定元本の額)
外国為替関連取引及び金関連取引	1年以内	1.0%
	1年超5年以内	5.0%
	5年超	7.5%
金利関連取引	1年以内	0.0%
	1年超5年以内	0.5%
	5年超	1.5%
株式関連取引	1年以内	6.0%
	1年超5年以内	8.0%
	5年超	10.0%
貴金属関連取引 (金関連取引を除く。)	1年以内	7.0%
	1年超5年以内	7.0%
	5年超	8.0%
その他のコモディティ関連取引	1年以内	10.0%
	1年超5年以内	12.0%
	5年超	15.0%

(注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の支払期日において時価がゼロになるように契約条件が再設定されるデリバティブ取引等については、次の再設定日までの期間を残存期間とみなすことができる。ただし、この場合においても、残存期間が1年超の金利関連取引に係る掛目は0.5%を下回ることができない。

(注2) 取引の区分欄に掲げる取引に該当しないデリバティブ取引等は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 アドオンの額：クレジット・デリバティブ

原債務者の種類	掛目（ × 想定元本の額）
優良債務者（※）	5.0%
その他の債務者	10.0%

（※）自己資本比率告示第79条の2第3項第1号口等参照

（注1）国際統一基準行又は連結子法人等がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、国際統一基準行又は連結子法人等がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限ってアドオンの額を算出するものとする。この場合において、国際統一基準行又は連結子法人等は、当該アドオンの額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

（注2）ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ（あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、あらかじめ定められた信用事由がそれらについて最初に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するクレジット・デリバティブをいう。）については、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ（あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、あらかじめ定められた信用事由がそれらについて二番目に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するクレジット・デリバティブをいう。）については、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションが当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

（出所）レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表4 アドオンの額：ネットのアドオン（法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引）

$$A_{\text{Net}} = 0.4 \times A_{\text{Gross}} + 0.6 \times \left(\frac{RC_{\text{Net}}}{RC_{\text{Gross}}} \right) \times A_{\text{Gross}}$$

（注）

- A_{Net} ：ネットのアドオン
- A_{Gross} ：グロスのアドオン（法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出したアドオンの額（図表2・図表3参照）を合計した額）
- RC_{Net} ：ネット再構築コストの額
- RC_{Gross} ：グロス再構築コストの額（法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した再構築コストの額（当該額がゼロを下回る場合には、ゼロとする。）を合計した額）

（出所）レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表5 レポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額：本則

$$E^* = \max(0, E - C)$$

（注）

- E^* ：個別のレポ形式の取引の相手方に対するエクスポージャーの額
- E ：個別のレポ形式の取引において相手方に提供している資産の時価の額
- C ：個別のレポ形式の取引において相手方より受領している資産の時価の額

（出所）レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 6 レポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額：法的に有効な相対ネットting契約の対象となる全てのレポ形式の取引がマーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれない場合

$$E^* = \max(0, \sum_i E_i - \sum_i C_i)$$

(注)

- E^* : 法的に有効な相対ネットting契約の効果を勘案した後の取引の相手方に対するエクスポージャーの額
- E_i : 法的に有効な相対ネットting契約の対象となるレポ形式の取引において相手方に提供している資産の時価の額
- C_i : 法的に有効な相対ネットting契約の対象となるレポ形式の取引において相手方より受領している資産の時価の額

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 7 オフ・バランス取引に関する額：相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額の合計額

	オフ・バランス取引の区分	掛目 (× 想定元本の額)
一	次に掲げるコミットメント (※1) イ 任意の時期に無条件で取消し可能なもの ロ 取引の相手方の信用状態が悪化した場合に意思の通知なく取消し可能なもの	10%
二	次に掲げる取引 イ 原契約期間が1年以下のコミットメント (※2) ロ 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務 (※3)	20%
三	次に掲げる取引 イ 特定の取引に係る偶発債務 (※4) ロ 短期証券引受契約 ハ 原契約期間が1年超であるコミットメント (※5)	50%
四	信用供与に直接的に代替する偶発債務 (※6)	100%

(注) 国際統一基準行又は連結子法人等が将来においてオフ・バランス取引の実行を約している場合であって、適用可能な掛目が複数あるときは、当該複数の掛目のうち最も低いものを適用する。

(※1) 三の項ロに掲げるものを除く。

(※2) 一の項及び三の項ロに掲げるものを除く。

(※3) 国際統一基準行又は連結子法人等が発行又は確認したものに限る。

(※4) 二の項ロに掲げるものに該当するものを除く。

(※5) 一の項及びロに掲げるものを除く。

(※6) 国際統一基準行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ並びに二の項ロ及び三の項イに掲げるものを除く。

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 8 オフ・バランス取引に関する額：対象資産に係るエクスポージャーの額の合計額

	オフ・バランス取引の区分	掛目 (× 想定元本の額)
一	買戻条件付の資産売却又は求償権付の資産売却 (※1)	100%
二	先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入 (※2)	

(※1) レボ形式の取引又は証券化エクスポージャーに該当する取引である場合を除く。

(※2) これらのオフ・バランス取引に係る取引対象資産が国際統一基準行又は連結子法人等の連結貸借対照表に計上される場合を除く。

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 9 オフ・バランス取引に関する額：証券化エクスポージャーの額の合計額

	オフ・バランス取引の区分	掛目 (× 名目額)
一	適格なサービス・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	10%
二	無格付の適格流動性補完	50%
三	一・二に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー	100%

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【2日】

プロ向けファンド規制などに関する金商法改正法案の概要 ～2015年金商法改正関連シリーズ～

2015年3月24日、「金融商品取引法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

改正内容は、いわゆるプロ向けファンド規制の見直しが中心である。具体的には、プロ向けファンド（適格機関投資家等特例業務）の届出者に対して、①参入規制を整備する（欠格事由の導入など）、②適合性原則、リスク等説明義務など行為規制を拡充する、③エンフォースメントの強化（業務改善・停止・廃止命令の対象とする）などが盛り込まれている。

公布日後1年以内の政令指定日からの施行が予定されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20150402_009618.html

【3日】

民法改正法案、国会に提出される ～債権法改正、2015年に成立・公布なら遅くとも2018年には施行～

「民法の一部を改正する法律案」が、2015年3月31日に国会に提出された。

①約款（「定型約款」）に関する規定が置かれる、②消滅時効の時効期間が変更される、③法定利率が変更される、④個人保証の保護方策が追加、強化される、⑤譲渡禁止特約の効力が変わるなどの改正が含まれている。

施行日は、原則、公布の日から起算して3年以内の政令で定める日とされている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150403_009621.html

【10日】

番号（マイナンバー）法改正法案、国会提出（1） ～預貯金への付番に向けた法整備～

平成27（2015）年3月10日、個人情報保護法及び番号法の改正法案（個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案）が通常国会に提出された。

同法案は、個人情報保護法の改正法案、番号法の改正法案及びこれらの関連法案からなる。個人情報保護法改正法案では、パーソナルデータの利活用に向けた、適切な規律の下での個人情報等の有用性確保と個人情報の保護の強化等を盛り込んでいる。番号法改正法案では、個人番号（マイナンバー）の利用範囲について金融分野、医療分野等への拡充を図っている。

本稿では、改正法案中の番号法改正法案（関連法案を含む）部分のうち、金融分野、即ち、預貯金への付番に係る部分を取りまとめる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20150410_009638.html

【13日】

法律・制度 Monthly Review 2015.3 ～法律・制度の新しい動き～

3月の法律・制度に関する主な出来事と、3月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

3月は、有識者会議が「コーポレートガバナンス・コード原案」を確定させたこと（5日）、平成27年度暫定予算が参議院にて可決・成立したこと（30日）、内閣が民法改正法案を国会に提出したこと（31日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150413_009643.html

バーゼルⅢの初歩 第18回

「国内基準行向けバーゼルⅢ」とは？

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第18回は、国内基準行向けバーゼルⅢの内容を解説します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/base13/20150413_009639.html

【28日】

レバレッジ比率の告示

～【金融庁告示】大手行、2015年3月末よりレバレッジ比率の算出へ～

2015年3月12日、金融庁は、レバレッジ比率の計算方法に関する「告示」（レバレッジ比率告示）を公表している。

レバレッジ比率とは、「リスクベースの自己資本比率に対する、簡素なノンリスクベースの補完的指標」を指す。バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、2010年12月に公表した「バーゼルⅢ」にて、新たにレバレッジ比率をバーゼル規制（国際的な銀行の自己資本比率規制に関するガイドライン）に加えている。

レバレッジ比率告示は、BCBSが2014年1月に公表したレバレッジ比率の最終報告（レバレッジ比率テキスト）を、我が国の法律等に落とし込むものである。

レバレッジ比率告示の適用対象は、「国際統一基準行」である。具体的には、海外営業拠点を有する銀行、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社、海外拠点を有する信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、最終指定親会社である。

当然のことながら、レバレッジ比率告示の内容は、レバレッジ比率テキストの内容と概ね一致している。

一点、留意点を挙げるとすれば、エクスポージャー額（分母）のうち、デリバティブ取引等に関する額の算出方法である。BCBSは、2017年1月を境に、カレント・エクスポージャー方式を撤廃し、新たにカウンターパーティ信用リスクエクスポージャー（CCR）の計測に係る標準的手法（SA-CCR）を導入することを決定している。そのため、レバレッジ比率のエクスポージャー額（分母）のうち、デリバティブ取引等に関する額の算出方法についても、SA-CCRをベースとしたものに移行する可能性があるといえよう。

レバレッジ比率告示は、2015年3月31日より適用されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150428_009679.html

レバレッジ比率の開示要件

～【金融庁告示】大手行、2015年3月末よりレバレッジ比率の開示へ～

2015年3月12日、金融庁は、レバレッジ比率に関して、国際統一基準行を対象として、「第三の柱」に係る「告示」（レバレッジ比率開示告示）を公表している。

レバレッジ比率開示告示は、国際統一基準行に対し、レバレッジ比率を導入するための「第一の柱」に係る「告示」（レバレッジ比率告示）が2015年3月31日から適用されることを受けたものである。そのため、レバレッジ比率開示告示は、レバレッジ比率告示と同様に、連結での遵守が求められる（単体での遵守は求められない）。

連結会計年度の開示事項（直近の2連結会計年度に係るものに限る。）、中間連結会計年度の開示事項（直近の2中間連結会計年度に係るものに限る。）及び四半期の開示事項は、共

通して、連結レバレッジ比率（又は持株レバレッジ比率）に関する開示事項であり、その大枠は「連結レバレッジ比率（又は持株レバレッジ比率）の構成に関する事項」及び「前連結会計年度（又は前中間連結会計年度又は前四半期）の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）」の2点である。

定性的開示事項が定められていない点や、連結会計年度、中間連結会計年度及び四半期の開示事項が共通である点にかんがみれば、レバレッジ比率の開示要件は、バーゼルⅢにおける資本構成の開示要件や流動性カバレッジ比率（LCR: Liquidity Coverage Ratio）の開示要件に比して簡素であるといえる。

レバレッジ比率開示告示は、2015年3月31日より適用されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150428_009678.html

バーゼルⅢへの対応状況（2014年6月末時点）

～モニタリング結果の公表（第7回）：内部留保の積立でクリア可能か～

2015年3月3日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表している。

今回のモニタリングの対象となった銀行（金融機関）は、全部で224である。

グループ1（Tier 1資本30億ユーロ超の国際的に活動する銀行（金融機関））においては、前回に比して、普通株式等Tier 1（CET 1）の最低所要水準（4.5%）に対する資本不足額が1億ユーロ減少してゼロとなり、CET 1の最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）に対する資本不足額が74%減少している。グループ2（その他すべての銀行（金融機関））においても、前回に比して、CET 1の最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）に対する資本不足額が81%減少している。

こうしたことから、前回のモニタリング結果に引き続き、今回のモニタリング結果からも、銀行（金融機関）は、主として現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019年の完全実施までに、CET 1比率7.0%、ひいては総自己資本比率10.5%に対する資本不足額の大部分を補うことが可能となりそうなことが窺われる。

レバレッジ比率に目を移すと、今回のモニタリング（2014年6月末時点）ではエクスポージャー額が再び増加しており、デレバレッジが一段落したように見受けられるものの、最低所要水準（Tier 1）と資本保全バッファの合計（8.5%）にG-SIBsサーチャージを上乗せしたTier 1比率をクリアするための資本調達をしたとしても、レバレッジ比率3%をクリアできない銀行（金融機関）が6.6%（約14行）ある。

したがって、エクスポージャー額（レバレッジ比率の分母）の増加を抑制するというトレンドが次回のモニタリング（2014年末時点）まで継続する可能性も考えられる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150428_009680.html

◇4月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日経 CNBC「朝エクスプレス」 (4月3日放送)	企業間配当の課税強化 についてコメント	是枝 俊悟
Bloomberg (4月7日配信記事)	コーポレートガバナンスに関して コメント	横山 淳
週刊ダイヤモンド (4月18日号)	住宅ローン減税の改正について 試算提供	是枝 俊悟
週刊ダイヤモンド (4月25日号)	数字は語る— 2000万人が該当する 「貧困」とは何か 定義から考えてみよう	是枝 俊悟
日経ヴェリタス (4月26日付61面)	公社債税制の改正についてコメント	是枝 俊悟
読売新聞 (4月28日付朝刊12面)	M&Aと独占禁止法についてコメント	横山 淳
Financial Adviser (5月号)	シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度 Vol.02 制度改正案を踏まえた DCの活用法を検討する	是枝 俊悟

◇4月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
4月2日掲載	コラム：「木を見て、森を見ず」に陥らないように コーポレートガバナンス・コード雑感Ⅱ http://www.dir.co.jp/library/column/20150402_009611.html	横山 淳